

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 高額療養費支給の可否 |
| 根拠条例・規則名 | | 国民健康保険法 |
| 条 項 | | 第 57 条 の 2 |
| 所 管 部 課 | | 福祉局 生活福祉部 国保年金課 (電話 : 048-829-1275) |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 「国民健康保険法第 57 条 の 2」 第 1 項及び第 2 項に定める要件に該当していること。 |
| | 設定等年月日 | 平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 60 日 |
| | 設定等年月日 | 平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 23 年 9 月 1 日最終改正 |
| 備 考 | | |